

藤岡市ホームページ広告掲載取扱いに関する基準

(目的)

- 1 藤岡市有料広告掲載要綱（平成18年告示第73号）第4条に基づき、藤岡市ホームページに民間事業者等のバナー広告（以下「広告」という）を掲載するにあたり、藤岡市有料広告掲載要綱及び藤岡市有料広告掲載基準に規定する事項のほか必要な事項を定める。

(掲載位置)

- 2 広告はトップページに掲載するものとする。

(掲載枠数)

- 3 広告の掲載枠数は概ね10枠とする。

(広告募集)

- 4 広告の募集は、必要に応じて藤岡市ホームページ等で行う。

(規格及び広告掲載料等)

- 5 広告の規格、広告掲載料及び掲載切り替え時期は次のとおりとする。

(1) 大きさは、横150ピクセル×縦60ピクセルとする

(2) ファイル容量は8キロバイト以内とする

(3) ファイル形式はG I F画像又はJ P E G画像とする

(4) 広告掲載料は、1枠1箇月5,230円（消費税及び地方消費税を含む）とする

(5) 掲載は1箇月単位とし、切り替えは月の初めの執務日とする

(掲載の申込み)

- 6 藤岡市ホームページへ広告掲載をしようとする者（以下「広告掲載申込者」という）は、藤岡市有料広告掲載要綱第5条に規定された有料広告掲載申込書及び暴力団排除に関する誓約書を掲載希望月の20日前までに提出しなければならない。また、広告掲載申込者の住所若しくは所在地（以下「住所」という）が市外のときは、当該住所を有する市区町村長が発行する未納税額のない証明書（完納証明書）及び広告掲載申込者が法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては事業内容や活動内容が記載された規約またはパンフレット等を提出することとする。

(掲載順序)

- 7 広告の掲載順序は申込順とする。

(禁止表現)

- 8 次の表現を含んだバナー広告は、禁止する。

(1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

(2) アラートマーク（警告表示）

(3) ラジオボタン（選択肢の表示）

(4) テキストボックス（入力ができるもの）

(5) プルダウンメニュー（下に選択肢が出るもの）

(6) アニメーションG I Fなどの、動的な効果のあるもの

(色調)

- 9 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

- 10 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(免責事項)

- 11 システムの保守、火災、停電、自然災害、ウィルスや第三者の妨害行為等の不可抗力によって配信サービスが停止したことに起因して利用者に生じた損害について、藤岡市は責任を負わないものとする。

附 則

この基準は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。
この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この基準は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この基準は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
この基準は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。